

労基署職員5年間で81人減 厚労省の本心は

年間労働時間数、厚労省と総務省で200時間以上の差

10月7日に電通における過労自殺が公表されて以降、マスコミでは長時間労働や残業代未払い問題を連日取り上げられています。

電通では、いわゆる「電通過労死事件」以降にも過労死が発生していた、支社に労働基準監督署の立ち入りが行なわれていたことが明らかになりました。労働組合との間で残業時間の上限が100時間の特別協定を締結していました。しかし亡くなった方は、昨年10月以降は1か月約105時間の残業をしていました。協定違反がまかり通っていました。公表後、労働組合は団体交渉を行なって協定時間を40時間に改正しましたが後の祭りです。

厚労省は労働時間の管理に関する通達を出していますが、守らない会社が多くあります。会社が早出の残業を認めないで始業時刻になったらタイムカードを打刻させる、終業時刻になったら打刻させ、その後に残業させたりしています。残業は申告制ですが、実際は月末にまとめて報告・申請する会社が多くあります。その段階で残業時間数の制限が通告されて労働者は申請時間数を減らしたり、自主的に少なめにしているという話も聞きます。電通では労働者が作成する「勤務状況報告表」の時間外労働は月70時間を超えないよう指導されていたため、亡くなった方は10月に69.9時間、11月に69.5時間と記載していました。労働者の意思によるサービス残業もあります。労働者自らの労働力のバーゲンです。帳簿上の、労基署等への提出書類用のごまかしの残業時間が強制されています。

入室・退室に個人ごとのカードが必要な会社が増えています。パソコンの入力・消去時刻でも労働時間の掌握はでき、それによる管理の方が正確ですが、逆に排除されています。

厚労省はこのような資料に基づく調査結果と、管理職は時間管理をしないという口実で残業はゼロ、裁量労働制の労働者は協定した時間数、さらに短時間労働総数も母数に入れて計算し、「労働白書」等で年間平均労働時間は1.700時間台に減ったと公表しています。

総務省が発表する年間平均労働時間数2.000時間超とはかなりの差があります。

相談ダイヤル 家族からが4人に1人以上

政府は10月7日、「過労死等防止対策白書」を閣議決定しました。

厚労省は15年12月から今年1月までの間に、企業約1万社（回答は1.743社）と労働者約2万人（同約19.000人）を対象に調査を実施しました。（調査結果を検討するに際し、企業の回答率が低すぎるが都合悪い企業は出さない、逆に労働者は関心度が高いこ

とを踏まえる必要があります)

調査結果は、「過労死ライン」の月80時間を超えて残業をしている正社員がいる企業の割合は22.7%と5社に1社です。業種別にみると、「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」では4割を超えています。

労働者への調査では正社員の36.9%が高いストレスを抱えています。業種では、「医療・福祉」(41.6%)や「サービス業」(39.8%)の割合が高くなっています。正社員で、自身の疲労の蓄積度について、「高い」「非常に高い」と答えた人は32.8%。睡眠時間も、45.6%が「足りていない」「どちらかといえば足りていない」と答え、その理由(複数回答)として最も多く挙げられたのは「残業時間が長いため」(36.1%)でした。

11月、厚生労働省は「過重労働解消キャンペーン」を展開し、その一環として労働基準監督署は重点監督を実施しました。

監督の対象とする事業場等は、i 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、ii 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等です。

重点的に確認する事項です。「i 時間外・休日労働が時間外・休日労働に関する協定届(いわゆる36協定)の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。ii 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。iii 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。」

重点的に確認する事項の「いわゆる36協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導」はごまかし管理をしている企業の発見は難しくなります。

11月6日(日)には「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、その結果を11月29日に概要を公表しました。

相談件数 合計712件

主な相談内容	長時間労働・過重労働	340件(47.7%)
	賃金不払残業	305件(42.8%)
	休日・休暇	53件(7.4%)
相談者の属性	労働者	432件(60.7%)
	労働者の家族	199件(27.9%)
	その他	81件(11.4%)

この数値から見てくることがあります。長時間労働・過重労働340件(47.7%)と賃金不払残業305件(42.8%)のパーセンテージの合計が100を超えるのは、長時間労働・過重労働の上に賃金が支払われていないということです。家族からの相談が4人に1人以上というのは、労働者が我慢したり無理をしている状況を近くで見て心配になっているということです。その原因として労働者が権利を自覚できていない、残念ながら労働組

合が機能していない、社会的に認知されていない状況があります。

使用者の違法行為を取り締まることにブレーキ

労働基準監督署は役に立たないという話をよく聞きます。どうなっているのでしょうか。

10月25日に開催された参議院厚生労働委員会で社民党の福島瑞穂議員は労働基準監督署の職員数について質問しました。議事録の抜粋です。

○福島みずほ君 労働基準監督官は少しずつ増えているのですが、労働基準監督署の定員、職員の数は減っております。事前にお聞きしたら、2011年度の4950人をピークに、2016年度では81人減の4869人と聞いていますが、これでよろしいでしょうか。

それから、労働基準監督署全体の仕事量が増える一方で、労働基準監督官は、監督課業務のみならず安全衛生課業務も担う場合が多いことから、負担が高まっています。この電通のケースも、事前に過労死の事件もあるわけですから、労働基準監督署の職員を増やすことで、実際今までもこの是正勧告も発しているわけですから、やっぱり労働基準監督署の職員を増やすべきだ。いかがでしょうか。

○政府参考人（山越敬一君） お答えをいたします。

平成28年（2016年）度の労働基準監督署の定員は、おっしゃられましたとおり、4869人でございます。労働基準行政につきましては、今御指摘もありましたように、過重労働対策や労働災害防止対策、様々な課題に的確に対応できる、そうした執行体制の確保が必要だというふうに認識をしております。

労働基準監督署の定員は、平成23年（2011年）度と比べますと28年（2016年）度は81人減になっておりますけれども、他方で、労働基準監督署で支払ってまいりました労災給付につきましてシステム化によりまして本省への集中化をすとか、あるいは再任用短時間勤務職員として定年退職後の職員を活用する、そういったような工夫によりまして、定員の合理化などを図りながら行政課題に対応しているところでございます。

29年（2017年）度の労働基準監督署の定員につきましては、安全衛生業務を担う専門職の増員とともに、長時間労働対策を担う労働基準監督官の75人の増員などによりまして、合計129人増員する要求を内閣人事局に提出をしているところでございます。

今後とも、労働基準行政の諸課題に対応できますよう執行体制の確保に努めてまいります。

政府・厚労省は口先だけで、長時間労働・過労死対策を叫んでいますが、労基署が使用者の違法行為を取り締まることにブレーキをかけています。

健康維持の視点から長時間労働の防止を

長時間労働を労働基準法だけで語ることは危険です。ストレスや過労、睡眠時間との関係

以外にも健康被害が生じる危険性があります。厚労省は心筋梗塞、脳出血、くも膜下出血、急性心不全、虚血性心疾患などの脳や心臓の疾患を引き起こし、過労はストレスからうつ病を引き起こし、自殺にいたった場合もあると発表しています。しかし死亡原因の分析はしても遡った予防対策には繋がっていません

長時間労働は、過大な労働量の強制と監視のもとで行なわれ労働者に裁量権はありません。休憩時間も満足にとれていません。時間外労働100時間は日勤と夜勤を連続する「通し夜勤」を交代制ではなく連日行なっていることになります。

1988年に西ドイツのルーテンフランツは夜勤の悪影響を予防する9原則・「ルーテンフランツ原則」を提唱し、世界的な対策基準となっています。日本でも看護師協会や航空労連などではきちんと運動方針に盛り込まれています。9原則です。

1. 夜勤は連続3晩まで
2. 夜勤と日勤の交代時刻は早朝を避ける
3. 勤務交代時刻は弾力化を
4. 夜勤の勤務時間は短めに
5. 次の勤務まで10時間以上あける
6. 少なくとも週末を含む2連休をとる
7. 日勤→夜勤より、日勤→夕勤の循環がよい
8. 勤務が一巡する周期を長くしない
9. 夜勤、休日など勤務の配置はなるべく規則的に

日本における長時間労働の実態はどれも外れています。

2007年WHOの国際がん研究機関は、「交代勤務はおそらく発がん性がある」と認定しました。発がん性因子の5段階の基準の2番目です。1番目は、人間でも動物でも発がん性が確認されたアスベストなどなどで、夜勤交替制労働は2番目に発がん性が高く、動物実験では発がん性の根拠があると指摘されました。

航空労連の航空機の整備などに従事する地上職職場では、在職中の労働者の死亡が少なくありませんがその原因はほとんどがんとのことです。さらに退職して間もなく亡くなる方もたくさんいますが、同じです。

労働組合と労働者は、この視点からも警鐘を鳴らす必要があります。電通の労働組合のような過労死の共犯者にはならないよう、労働条件、安全衛生についての取り組みを強化する必要があります。